

議案第20号	三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	建築基準法の改正に伴い、新たにナイトクラブを大規模集客施設制限地区の制限の対象とするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 建築基準法第49条、第50条及び第107条</p> <p>【改正内容】 大規模集客施設制限地区内の建築制限等【第4条関係】 ⇒ 床面積合計の算定対象となる建築物の用途に「ナイトクラブ その他これに類する用途」を追加する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>